

事務連絡  
令和2年8月19日

各務原市内介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（周知）

平素より、市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび厚生労働省より、別添のとおり「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和2年8月5日付け薬生食監発0805第3号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）が発出されましたので、改正内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

添付文書

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（令和2年8月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（令和2年8月5日付け薬生食監0805第3号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp